令和７年度

コミュニティ活動

補償制度のご案内

安心して
地域コミュニティ
活動を！

○区民のみなさんが安心して地域コミュニティ活動が行えるよう、活動中のけがなどに対して、区が保険料を負担し、傷害や賠償責任を補償するものです。

○この補償制度に対する区民のみなさんの事前の加入や登録の手続きは、必要ありません。

※ただし、清掃美化活動については、事前報告が必要です。

新宿区
SHINJUKU CITY

COMMUNITY

もくじ

補償対象となる活動 …… 4

補償の対象となる方 …… 5

補償対象とならない主な活動 …… 5

補償内容

傷害補償 …… 6

（1）補償額

（2）補償金の内容

（3）補償対象とならない事故の例

賠償責任補償 …… 8

1 コミュニティ活動賠償事故補償

（1）補償限度額

（2）補償金の内容

2 業務外個人行為賠償事故補償 …… 9

（1）補償限度額

（2）補償金の内容

3 支払われる費用項目（1 2 共通）

4 補償対象とならない事故の例（1 2 共通）… 10

疾病死亡弔慰金補償 …… 10

もしも事故が起きてしまったら …… 11

事故報告書提出窓口 …… 13

事故報告書記入例 …… 14

Q&A よくある質問・お問合せ …… 16

補償対象となる活動

次の①～⑤の内容を全て満たす地域団体が行う活動が対象となります。

①区民で構成される地域団体または新宿区内に活動拠点を置いた地域団体による活動
②広く公共の利益を目的とした自発的な意思による活動
③年間を通じて計画的に行っている活動
④無報酬で行っている活動
⑤新宿区内での活動または新宿区民が行う国内での活動

具体的には次のような活動です。

地域社会活動	町会･自治会活動、地区協議会活動、防犯活動、防災活動、清掃活動（道路・河川・公園・排水溝・その他の公共施設の清掃）、資源ゴミの回収、草刈り、リサイクル活動、交通安全活動、まちづくり、国際交流　等
青少年健全育成活動	青少年健全育成のための青少年の指導・育成活動（青少年育成委員活動、青少年活動推進委員活動　等）、ボーイ・ガールスカウト　等
社会福祉活動	社会福祉施設援護活動（建物の修理・植樹等の手入れ・清掃･リハビリテーション訓練の手伝い･行事手伝い等）、在宅高齢者・身障者等のホームヘルプ、ガイドヘルプ、手話通訳　等
生涯学習・スポーツ活動	スポーツ活動の指導、文化活動の指導 ※参加者は対象外
区主催事業	区が主催する社会福祉活動、社会教育活動、生涯学習活動　等 その他、区から依頼するボランティア活動等

補償の対象となる方

- 指導者（地域団体において活動の立案や運営の指導を行う方、またはこれに準じる方）
- 従事者（地域団体の構成員またはコミュニティ活動の実施に伴ってその運営に従事して協力する方（ボランティアを含みます。））
- 参加者（コミュニティ活動に直接参加する方）

※単なる観覧者や活動を伴わない参加者などは含みません。

補償対象とならない主な活動

- 政治や宗教または営利を目的とする活動
- 有償で行われる活動　※交通費等の実費は無報酬とみなします。
- 会員同士の懇親、親睦を目的とした活動
- 職場や学校などの行事として行う活動
- 趣味サークル、スポーツ団体の当該活動における参加者等

補償内容

傷害補償

コミュニティ活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故※で、死亡または負傷した場合の補償です。

具体例

- 町会・自治会活動において、清掃活動をしていたところ、危険物がありケガをした。
- 青少年育成委員会主催の少年野球大会でボランティアで審判をしていたところ、選手の空振りしたバットが頭に当たり負傷した。
- 区主催のボランティア養成講座に参加するために地域センターへ行く途中に転倒してケガをした。

※通常の合理的な経路による活動場所と自宅との往復途上も含みます。
※宿泊をともなう活動も含みます。
※直接コミュニティ活動を行う方が同伴する未就学児を含みます。
※急激かつ偶然な外来の事故とは……突発的に発生する予知できない状態であり、傷害の原因が身体の外部からの作用によるものをいいます。
熱中症等（熱射病・日射病、細菌性・ウイルス性食中毒）は補償対象です。

(1) 補償額

	傷害事故	熱中症・O－157　等
死亡補償金	**500** 万円	**300** 万円
後遺障害補償金	**500** 万～ **15** 万円	**300** 万円～ **9** 万円
入院補償金	1日 **3,000** 円（180日以内）	
手術補償金	入院補償日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額	
通院補償金	1日 **2,000** 円（180日以内で90日を限度）	

(2) 補償金の内容

①死亡補償金

事故発生の日から180日以内にそのケガがもとで死亡したとき。

②後遺障害補償金

事故発生の日から180日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じたとき。

③入院補償金

生活機能または業務能力の滅失をきたし、かつ入院して医師の治療を受けたとき、事故の日から180日を限度として支払われます。

④手術補償金

入院補償金が支払われる場合、そのケガの治療のため手術を受けたときは、入院補償金日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10、20、40倍）を乗じた額が支払われます。

⑤通院補償金

生活機能または業務能力の減少をきたし、かつ医師の治療を受けたときは、その通院日数に対し90日を限度として支払われます。

※事故の日から180日を経過した後の通院は支払い対象になりません。

(3) 補償対象とならない事故の例

- 指導者・活動者の故意若しくは重大な過失による事故
- 戦争・変乱・暴動などによる事故
- 地震、噴火またはこれらによる津波による事故
- 山岳登はん・スカイダイビングなど危険度の高い活動
- 指導者・活動者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為によるもの
- 企業活動による事故
- 学校・幼稚園の管理下による生徒・児童の事故
- 労災保険や公務災害補償の適用を受けるもの
- 脳疾患、疾病（熱中症等を除く）または心神喪失によるもの
- 医学的他覚所見※のないむち打ち症や腰痛　等
- 指導者・活動者の無資格運転や酒酔い運転　等

※**医学的他覚所見とは**……理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

賠償責任補償

次の 1、2 いずれかのものをいいます。

1 コミュニティ活動賠償事故補償

コミュニティ活動中の指導者等が、管理監督の不手際や指導・誘導のミスなどによって第三者の生命・身体・財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うとき、補償限度額の範囲内で補償します。

具体例

- 町会・自治会の盆踊り大会において、やぐらが倒れて下敷きになり、参加者にケガをさせてしまった。
- 青少年健全育成活動のハイキング中に引率者が誤った道に誘導したことにより、子どもにケガをさせてしまった。

(1) 補償限度額

身体賠償（対人）	最高　1名 … **1億**円　　1事故 … **5億**円
財物賠償（対物）	最高　1事故 …… **500**万円
保管者賠償	最高　1事故 …… **500**万円

(2) 補償金の内容

①**身体賠償**
参加者やその他の第三者の身体に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に補償されます。

②**財物賠償**
参加者やその他の第三者の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に補償されます。

③**保管者賠償**
指導者等が参加者やその他の第三者からの預かり品や管理しているものを滅失・き損・汚損等により損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に補償されます。

※生産物事故及び保管者賠償事故については、年間限度額が設定されています。

2 業務外個人行為賠償事故補償

コミュニティ団体の指導者、責任者、構成員又はスタッフが、コミュニティ活動時間中（休憩時間を含みます。）に、活動を行う施設・場所（これらの相互間の移動中を含みます。）において、活動と直接関係のない個人の行為により第三者の生命・身体・財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うとき、補償限度額の範囲内で補償します。
なお、コミュニティ活動場所と自宅との通常の合理的な経路による往復途上における個人の行為も含まれます。

具体例

- コミュニティ団体のスタッフが、コミュニティ活動の休憩時間に弁当を買うため、自転車でコンビニに向かっていたところ、歩行者と出会い頭に衝突し、ケガをさせてしまった。
- コミュニティ団体の指導者が、活動を終えて自宅に帰る途中、持っていた傘で通行人のメガネを壊してしまった。

(1) 補償限度額

身体賠償（対人）・財物賠償（対物） 共通	最高 1事故 … **2億**円

(2) 補償金の内容

第三者の身体または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に補償されます（身体賠償・財物賠償）。

3 支払われる費用項目（1，2 共通）

補償限度額の範囲で次のような費用が支払われます。

①被害者に対する治療費・通院交通費・入院諸雑費・休業損害・葬祭料・死亡による逸失利益・慰謝料・物の修理代　等
②保険会社の承認を得て支出した訴訟・仲裁・和解もしくは調停費用
③損害の防止・軽減のため有益な応急・緊急措置費用

4 補償対象とならない事故の例（1，2 共通）

- 指導者・活動者またはこれらの代理人の故意による事故
- 学校・幼稚園の管理下による生徒・児童の事故
- 戦争・変乱・暴動・労働争議・政治的社会的騒じょうによるもの
- 地震・噴火・洪水・津波または高潮によるもの
- 特別区自治体総合賠償責任保険制度の適用を受けるもの
- 交通事故など車両の所有・使用・管理によるもの
- 親族に対して損害を賠償する事故
- 施設等の建設・改築・改造・修理などの工事に起因するもの　等
- 託児（コミュニティ活動実施中における一時託児を含む）・保育・ベビーシッター等の活動に起因する満１歳に満たない者の身体の障害の事故

疾病死亡弔慰金補償

コミュニティ活動中の指導者等が、特定疾病事故により死亡した場合に、法定相続人に弔慰金 50 万円が支払われます。

特定疾病事故とは

- 指導者・活動者が、急性心疾患（心筋こうそく・急性心不全等）、急性脳疾患（くも膜下出血・脳内出血等）を原因として、コミュニティ活動中に死亡するか、コミュニティ活動中に発症し病院に搬送され、そのまま退院することなく 30 日以内に死亡した場合
- 上記の疾患及び熱中症等以外の疾患を、指導者・活動者がコミュニティ活動中に発症し、24 時間以内に死亡したことが医師の診断により明らかであり、死亡原因となる疾患名が特定できる場合

注　急性アルコール中毒及び麻薬中毒その他公序良俗に反する行為により発症したものを除きます。

もしも事故が起きてしまったら

万が一、コミュニティ活動中に事故が起きてしまったら、まずはご一報を！

① いつ（日時）	④ だれを（被害者）
② どこで（場所）	⑤ どうして（事故状況）
③ だれが（加害者）	⑥ どうなったか（被害状況）

を関係各課へ速やかに電話等で連絡してください。

物損事故の場合は現場写真（2～3枚）を残しておいてください！

事故発生日から14日以内に団体代表者が新宿区コミュニティ活動事故報告書を提出してください。（P.14、15の記入例参照）

提出先　区関係各課　または　地域コミュニティ課

提出書類　新宿区コミュニティ活動事故報告書（所定様式）

その他の提出書類

（例）
- 団体の概要が把握できるもの（会則、規約など）
- 当日の活動が把握できるもの（チラシ、通知文など）
- 当日の参加者名簿
- 団体の年間行事計画表（総会資料等でも結構です）
- 往復途上の事故の場合は、事故現場の見取り図
- 賠償責任補償（物損補償）の場合は、損害の程度を証明する写真　　等

事故内容を審査します。

提出された書類に基づき、コミュニティ活動中の事故であるか、制度に該当するかを審査します。
制度に該当する事故として認定された場合、補償金請求書等を送付します。制度に該当しない場合は、その旨をご連絡します。

次頁へ続く

補償金等請求書等を提出してください。

提出先 地域コミュニティ課

提出書類

傷害事故

●時　期：ケガが完治したら
（または事故日から180日が経過したら）

●提出物：補償金等請求書、受診した病院の診察券の写し、医療費領収書の写し、補償金の請求額が30万円を超える場合は保険会社所定の診断書、受傷者が未成年の場合は健康保険証の写しまたは住民票　等

賠償責任事故

●時　期：示談成立後に提出

※示談の際は、過失割合や補償金額等について区・保険会社と充分に打ち合わせる必要があるため、事前に必ず区と協議してください。

●提出物：保険金請求書、事故状況報告書
その他事故の状況により必要とされるもの
（事故証明書、事故解決報告書、示談書、診断書、住民票、印鑑証明書、委任状　等）
対人の場合：診療報酬明細書、治療費領収書　等
対物の場合：現場写真や損害物の写真、修理費見積書　等

区から保険会社に保険金請求を行います。

請求内容の確認・調査の結果、補償対象と認められた場合に保険会社から指定した口座へ補償金が振り込まれます。

事故報告書提出窓口

区との関係がある団体は、それぞれの関係部署にご提出ください。
提出先がわからない場合は、地域コミュニティ課にお問合せください。

活動内容	関係課の例
町会・自治会活動 ※1	地域コミュニティ課
高齢者福祉活動	地域包括ケア推進課・高齢者支援課
障害者支援活動	障害者福祉課
青少年育成活動	子ども家庭課・子ども総合センター
防犯・防災活動	危機管理課
環境保全活動	環境対策課
清掃美化活動 ※2	ごみ減量リサイクル課
生涯学習・スポーツ活動	生涯学習スポーツ課
学校支援ボランティア	教育支援課

※1 町会･自治会で行う地域福祉活動等の活動は、町会･自治会活動とし、地域コミュニティ課で取り扱います。
※2 清掃活動は、ごみ減量リサイクル課への事前申請が必要です。美化清掃活動参加票を提出するか(FAX可 03-5273-4070)、電子申請サービスをご利用ください(P.15参照)。

事故報告書の提出先・お問合せ

新宿区 (代表) **03－3209－1111** から各課へ

または

新宿区地域振興部地域コミュニティ課（本庁舎１階）

TEL: **03－5273－4127**
FAX: **03－3209－7455**

記入例

様式（第９条関係）

賠・傷・特	－

○○年○○月○○日

新宿区コミュニティ活動事故報告書

新宿区長　あて

団体名　○○町会
住所　新宿区歌舞伎町○－○－○
代表者名　会長　○○　○○
電話　（○○○○）××××
担当者名　連絡担当者氏名　電話　（○○○○）△△△△

コミュニティ活動中に次のとおり事故が発生しましたので、新宿区コミュニティ活動補償制度取扱要綱第９条第１項の規定に基づき提出します。

事故種別	1　賠償責任事故　(2)　傷害事故　3　特定疾病事故	
事故発生日時	○○年○月　○日（○）	(午前)・午後　１０時　１５分頃
事故発生場所	所在地　新宿区大久保２－１２－７	施設名　大久保地域センター
当日指導者等の住所氏名	住所　新宿区歌舞伎町○－○－○	電話　（○○○○）×××× 氏名　新宿　太郎　年齢　○○歳　性別　(男)・女
当日の活動名	町会まつり事前準備	
事故発生の状況（具体的に）	町会まつりの準備作業中に、釘で左手を負傷し、治療のために通院している。 ※身体部位の特定が必要です。	
負傷(発症)者又は被害者	〒１６０－○○○○ 住所　新宿区歌舞伎町○－○－○ ふりがな　よどばし　はなこ 氏名　淀橋　花子 保護者氏名（未成年者のみ）	電話　（○○○○）×××× 生年月日　○○年××月△△日生 年齢　○○歳　性別　男・(女)
身体傷害または特定疾病の状況	傷病名　左人差し指の裂傷　※身体部位の特定が必要です。 治療期間　入院　年　月　日～　年　月　日（　日間）見込・確定 (通院)　○○年××月△△日～　○○年××月△△日（○○日間）(見込)・確定 病院名　○○病院　電話○○（○○○○）○○○○ 住所　新宿区大久保○－○－○	
財物損害状況	財物名 所在地 損害額　円　（確定・見込）	

※　以下、行政処理欄

【証明欄】　年　月　日

御中

上記の事故は、コミュニティ活動中の事故であることを証明します。

新宿区長　印

受付	課　係	担当者	内線
地域コミュニティ課処理欄	受付日	担当者	

新宿区「美化清掃活動」参加票

○○年　○○月　○○日

団体名	○○をきれいにする会 ※この名称がごみ減量リサイクル課ホームページに掲載される場合があります。		
代表者名	新宿　太郎	連絡先☎	○○○○ー×××××
担当者名	淀橋　花子	連絡先☎	○○○○ー△△△△

今回の活動内容	実施日時（参加日）	○○月　○○日（　　） ○○時　○○分 頃から　　○○時　○○分 まで
	清掃場所	○○地域センター周辺
	集合場所	○○地域センター
	集合時間	○○時　○○分
	参加人数（予定）	○○人

下記については、わかる範囲でご記入ください。

ごみの処理	ごみ収集量（予測）	ℓ入り　　袋
	ごみの処理	□相談希望　□ 団体で処理　※3参照
	備考	

※1 ポイ捨てごみを対象、分別は可燃・不燃・資源ごみに、分別して収集してください。
※2 清掃用具は各団体でご用意いただくか、ごみ減量リサイクル課までご相談下さい。
※3 収集したごみの処理については、事前に最寄の清掃事務所にご相談ください。
　新宿清掃事務所3950-2923　下落合2－1－1
　新宿東清掃センター3353-9471　四谷三栄町10-16
　歌舞伎町清掃センター3200-5339　歌舞伎町2-42-7
※4 個人情報は「美化清掃活動」に係る新宿区の事務、連絡以外の目的には使用しません。

〔ごみ減量リサイクル課〕　☎　5273－4267　FAX　5273－4070

報告書（様式）

新宿区コミュニティ活動事故報告書

地域コミュニティ課で配布しているほか、区ホームページ(区ホーム▶くらし▶地域共生・区民活動▶地域コミュニティ▶新宿区コミュニティ活動補償制度)からダウンロードできます。

区ホームページ

新宿区美化清掃活動参加票

ごみ減量リサイクル課で配布しているほか、区ホームページ(区ホーム▶くらし▶ごみ・資源・環境▶まち美化▶清掃用具の貸出し▶清掃用具の貸出し・コミュニティ活動補償制度など)からダウンロードできます。電子申請サービスもご利用いただけます。

区ホームページ　電子申請

Q&A

よくある質問
お問合せ

Q コミュニティ活動補償制度の適用の対象となるためには、あらかじめ登録が必要ですか。

A 登録は必要ありません。ただし、清掃活動等、一部の活動については事前の報告が必要なものもありますので、対象となる活動かどうかについて、あらかじめご相談いただくことをおすすめします。
登録の必要がないかわりに、事故発生後に、団体確認書類等を提出していただきます。

Q どのような場合に傷害補償の対象となりますか。同様に賠償責任補償の対象となりますか。

A 傷害補償とは、急激かつ偶然な外来の事故によって負傷したり、死亡した場合に補償金が支払われるものです。
これに対し、賠償責任補償とは、被保険者（事故の加害者）が第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に、その損害を補償するものです。
具体的には、傷害補償の場合は、活動者本人に対する入院補償金や通院補償金、死亡補償金等が支払われます。賠償責任補償の場合は、被害者へ、治療費、通院交通費、休業損害、慰謝料、物品修理代等が支払われます。

Q 「無報酬で行っていること」とありますが、営利目的ではないものの、報酬が支払われているボランティアは対象となりますか。

A 交通費や食事代の実費相当分を支払う程度であれば対象となります。

Q 団体の活動の一環として区外で活動する場合、ケガなどをしたときは、この制度の対象になりますか。また、区外の人が参加する場合、その人も対象になりますか。

A 区内に活動拠点がある団体の活動は、その活動の内容が制度の趣旨にあっており、日本国内での事故であれば補償対象になります。また、区内に活動拠点がある団体に所属する区外の人も対象になります。

Q 町会・自治会主催で行うスポーツ大会については、この制度は適用されますか。

A 町会・自治会主催のスポーツ大会は公益的な活動なので、本制度の対象となります。しかし、個人が大会に出るために自主的に行っている練習は対象になりません。

Q 往復途上の事故については、対象となりますか。

A 通常の合理的な経路による「自宅と活動場所との往復途上」であれば傷害補償の対象となります。
「通常の合理的な経路」とは、自宅と活動場所との最短経路を基本に考えます。途中、私用で寄り道をしたり、経路をはずれたときは、その間またはその後の経路は「通常の合理的な経路」には該当しません。
また、賠償責任補償については、業務外個人行為賠償事故補償を除いては、往復途上の事故は対象になりません。

Q 活動中に起こした心臓および内臓疾患を原因とする入院（通院）や後遺障害は対象となりますか。

A 対象となるのは、「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に被った傷害に限られます。
心臓及び内臓疾患による入院（通院）並びに後遺障害は身体内からの作用となり対象となりません。ただし、活動中に急性心疾患、急性脳疾患により死亡した場合は疾病死亡弔慰金が支払われます。

Q 活動中に自動車で人をはねたり、物にぶつかり壊してしまった場合は、賠償責任補償の対象になりますか。

A 対象外です。自動車等による損害賠償事故は自動車保険等で対応してください。

Q 民生児童委員、保護司の活動は対象になりますか。

A 双方とも公務災害補償の適用を受けるので、対象にはなりません。

Q 地元神社の祭礼に合わせて町会・自治会が行うお祭りは対象になりますか。

A そのお祭り行事が、町会・自治会の主催で地元神社の祭礼とは切り離して行われる（行事の責任主体が町会・自治会）場合は、補償の対象となります（ただし、観覧者や営利事業者を除く）。
なお、そのお祭り行事が、神社やお寺の主催（氏子・総代主催の場合も含む）の場合には、宗教活動となり、補償の対象外となります。

Q 町会の行事として日帰りで旅行を計画していますが、旅行中にケガをした場合は対象になりますか。

A 単に親睦や懇親、娯楽を目的とする旅行は、公益性のある活動とは認められないため対象になりません。ただし、地域社会活動等を目的とした学習や研究などの研修内容が重点的に含まれていれば対象となります。また、旅行のスケジュールや研修の内容で判断することになりますので、それぞれのケースにより個別に確認をさせていただきます。

Q 公営住宅やマンション、企業の社宅等の敷地内の草刈り及び側溝等の清掃活動を住んでいる区民が行っていますが、補償制度の対象となりますか。

A 自ら住んでいる住宅の敷地内を清掃する場合は、制度の対象とはなりません。

Q 賠償責任補償が適用される場合において、「法律上の損害賠償を負うことによって被った損害を補償する。」とはどういうことですか。

A 民法上、他人の身体や財物に損害を与えた場合には、相手の被った損害を賠償する義務が発生します。具体的には治療費等の実費や慰謝料の支払い、物品の修理費用の支払いです。
ただし、相手にも一定の落ち度（過失）がある場合には、加害者の過失割合分だけの賠償でよいことになります。
法律上の賠償責任がない場合は、道義上の責任を感じて賠償をしたり、自身の過失割合を超える額で支払いをしたとしてもこの制度の対象にはなりません。

Q 賠償責任事故で相手方との交渉が必要な場合、その交渉を行ってもらえますか。

A 賠償交渉の代行はできません。
賠償責任事故の場合、基本的には事故当事者間で示談等の交渉を行っていただきます。
示談内容につきましては、事前に区および損害保険会社の承認を得ていただきます。事前承認の無い内容で示談をした場合には補償金が支払われないこともありますので、被害者との交渉内容については、区および損害保険会社との打ち合わせを行いながら進める必要があります。

Q 賠償責任事故の場合、事故現場や損害物件の写真などを撮らず、現場や損害物件の保全をしなかった場合は、どうなりますか。

A 正当な理由がない場合には、補償金の支払いが受けられない場合があります。（事故認定ができないため）

Q 事故発生時、関係各課への連絡をせずに、いきなり事故報告書が提出された場合、補償の対象となりますか。

A 事故報告書提出前の事故発生の速報がなかったからといって、補償の対象とならないということはありません。しかし、この制度の運用手順からいえば、事故発生の第一報は、補償されるかどうかの判定を行うための判断材料として極めて重要な部分ですので、事故発生時は速やかに関係各課または地域コミュニティ課へ連絡してください。

Q 事故報告書の提出はいつまでですか。

A 事故発生後 14 日以内となっています。正当な理由がなく遅延した場合は、制度の適用を受けられない場合があります。

Q 事故報告書は誰が提出するのですか。

A 団体のコミュニティ活動に対する補償制度ですので、地域団体の代表者が提出してください。

Q ボランティアグループで定期的に高齢者に対して配食サービスや、食事を提供していますが、その食事が原因で食中毒を起こしてしまいました。対象になりますか。

A 食中毒の原因が、細菌性及びウイルス性の場合または異物混入によるケガ等で、グループの指導者や活動者の方が法律上の賠償責任を負った場合は、賠償責任補償の対象になります。

Q 区内に拠点を置く NPO 法人として活動していますが、本制度の対象となりますか。

A 活動の種類や対象となる方によって異なります。本制度全てに言えることですが、それぞれの活動のケース、事故のケースにより適用となる場合、そうでない場合がありますので、活動される前に事前にご相談ください。

事故を未然に防ぐために、

活動前のチェックをしましょう！

1. 活動の計画は、綿密にたてられていますか？
2. 参加者の役割は、体力などを考慮して分担されていますか？
3. スケジュールには十分な余裕がありますか？
4. 活動場所に危険な場所がある場合、事故防止策はとられていますか？
5. 事前に、事故を防止するための注意を呼びかけていますか？

※コミュニティ活動補償制度は、全てのコミュニティ活動を補償できるものではありません。観覧者、活動を伴わない参加者は対象となりませんので、その場合は、イベント保険等への加入が必要となります。

※本パンフレットで記載の事故は例です。本制度が適用となるかどうかは、個別のケースをその都度審査して決定します。

コミュニティ活動補償制度のご案内

令和７年４月発行

刊行物作成番号
2025-3-2601

この刊行物は、業者委託により 1,800 部印刷製本しています。
その経費として、1 部あたり214.5円（税込み）がかかっています。
ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

【編集・発行】　新宿区地域振興部地域コミュニティ課
新宿区歌舞伎町１－４－１
TEL：03－5273－4127
FAX：03－3209－7455

新宿区コミュニティ活動補償制度のホームページ
https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/community01_000111.html